

事務局たより

第5号 2016年12月8日 chyda_kr@f8.dion.ne.jp

◇事務局 101-0061 千代田区三崎町2-19-8 杉山ビル2F

千代田区労協気付 T:03-3264-2905 F:03-6272-5263

12月8日を忘れない！



1941年12月8日、軍国日本は世界平和に背を向けて戦争に突入し、同時に国民に対しては問答無用の弾圧の牙を剥きだしで襲いかかったのです。

北海道帝国大学では、宮澤弘幸（工学部学生）、ハロルド・レーン（予科英語教師）、ポーリン・レーン（同）、渡邊勝平（工学部助手）、石上茂子（レーン夫女中）が、特高に検挙され、続いて12月27日には丸山護（会社員）、黒岩喜久雄（無職、レーン夫妻の知己）が同様に検挙されました。

*

「いったん強力な情報統制法が出来てしまえば、特高警察や刑事司法という権力が、戦争遂行のため、立法時の歯止めをいかに簡単にかなぐり捨てて不条理な適用を市民の身に加えるか、最悪の実例の一つがこの事件である。…統制法規というものは、人権に配慮するかのような美しい装いをまとめて成立するが、成立した途端に隠面もなく装いを脱ぎ棄てて独り歩きをし始めることが、この事件ではっきりとわかる」（『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』序文から）藤森研さんが的確に指摘しています。

*

宮澤・レーン・スパイ冤罪事件が引き起こされてから75年を経た現在、安倍政権は再び国民を戦争への道に引きずり込もうと暴走を続けています。特定秘密法、集団的自衛権行使をごり押しした末、南スーダンPKO派遣自衛隊員には「駆けつけ警護」任務を付与。殺し殺される戦争に巻き込まれる危険性が日一日と高まってきています。

*

75年前の12月8日を忘れてはなりません。宮澤弘幸とレーン夫妻に対する冤罪事件を忘れてはなりません。特定秘密保護法廃止！の声をさらに高く、強く、上げ続けていきましょう。

（福島 清）



1941年12月8日のこと

（「会報」別冊「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件 真相を究め広める取組み 軌跡と展望」から）

宮澤弘幸とレーン夫妻らが検挙された「1941年12月8日」は本件冤罪の原点であり、その真相は一点の曇りもなく明かされなければならない。それはただ単に事実関係を明らかにするに止まらず、冤罪によって事実上獄死した宮澤弘幸の無念に寄り添う大事な解明であるからだ。

この点に関しては、本件冤罪事件の解明に尽力した弁護士・上田誠吉の著書『ある北大生の受難』（1987年朝日新聞社刊）では、独自の調査に基づく状況描写が織り込まれているが、同書でも、その裏付けとなる史実、出典等の明示はなされていない。

「真相を広める会」としては、本会発足と同時に一連の真相発掘に努め、その成果を逐次冊子等にまとめ、集大成といえる花伝社刊『引き裂かれた青春』の公刊（2014年9月）に至っているが、その過程で「12月8日」についても再検討した。

その結果、『ある北大生の受難』の記述や宮澤弘幸の実妹・秋間美江子さんによる同様の「証言」を、そのまま歴史事実として認めるべきだという意見と、それを裏付ける史実が見つからない以上は、明示すべきでないとの意見に分かれた。

精魂こめて調査・分析した上で書かれた上田著書での描写と秋間証言は尊重されるべきであることは当然である。しかしながら著書と証言を信じるか信じないかになると、これは当事者間の信頼関係にかかわることとなり、相互に覆しえない。

以来、本会としての見解は本別冊冒頭の「活動総括」にある通りであり、北大生向けに制作したリーフレット（2015.3.30）でも「（宮澤）弘幸の正確なその日の行動や検挙の状況などは不明」としている。宮澤弘幸が検挙された場所・時刻は現時点では不明という客観事実に重きを置いているのである。

繰り返すが、12.8について、上田著書での記述、秋間美江子さんの証言を「真相」として位置付けることをしなかったことについては、それを否定する立場からでは決してない。あるいはその通りであったかも知れない。問題の核心は裏付けである。

先に紹介の先達・上田誠吉弁護士は、件の著『ある北大生の受難』の「あとがき」で、

「とくに『思い込み』がいけません。間違いは、多くの場合『思い込み』の強さに発しているようです。しかし同時に、多少は『思い込み』がないと、なにも新しい知見は得られません。そのへんの加減が難しいようです」

<コラム>冤罪忘れるな！⑤

冤犠・天使病院（修道会）

札幌市東区北12条東3丁目1番1号

特高警察がレーン夫妻とお手伝いの石上茂子を検挙したとき、夫妻の自宅（北大構内・外国人教師官舎）には、双子の末娘（小学生）と、ほとんど寝たきりの老父が同居していた。検挙時に娘2人が居合わせたかは不明だが、老父が臥せっていたのは間違いない。

特高の引き上げた後には、病床の老人と幼子が放置され、冤罪の犠牲は容赦なく家族に及んでいる。



これを知って見かねたのが天使病院と、母体であるフランシスコ修道会。老幼3人を引き取り、拘禁中の夫妻へは必需品の差し入れを続け、家財保全の代行をも引き受けている。これで少しは安堵したのか、老父は天使病院で看取られながら昇天。共にキリスト教徒ではあったが、病院と修道会はカソリックで夫妻と家族はプロテスタント。宗派は違っても、神に背く弾圧を前に違和感介在の余地はなかったのだろう。

◆ ◆ ◆

真相に迫る決定版（本会編）

『引き裂かれた青春—戦争と国家秘密』花伝社刊

第1部・冤罪の真相 第2部・冤罪事実の条条検証 資料編・判断全文 軍機保護法全文 年表 特別添付・重要事項索引

申し込みは本会事務局までFAX・メールで（1面上部題字横に掲載）。送料税込み2300円。後払い。

とも述懐している。同著において、敢えて裏付けとなる史実、出典等の明示をすることなく12.8の状況に言及しているのも、この文脈で重ね読むと改めて蘊蓄の深いものが感じとれる。

既に歴史的事実となった事柄の真相解明に拙速はふさわしくない。半面、可能な限りの仮設をたて、それが物証、および合理的な説明によって立証されるか否か検証していく努力も大事と思われる。今回、一本の論考にまとめるには至らなかつたが、方向性は出てきており、労作、試作の続くことに期待する。

それを一番待っているのが当の宮澤弘幸その人に違いない。そう思って本別冊一番の宿題としておく。